

## 障害福祉サービス事業所等における事故の報告について

高松市健康福祉局  
福祉事務所障がい福祉課  
(平成24年4月1日制定)

### 1 障害福祉サービス事業所等が事故等の報告を行う範囲

障害福祉サービス事業所等は、次の事由に該当する場合に、市に対して速やかに報告を行うこととする。

#### (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

(注2) けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

(注3) 障害福祉サービス事業所等側の過失の有無は問わない。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

#### (2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注5) 利用者の処遇に関連するものに限る。(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

#### (3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

- ・ 身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ・ 設置運営基準違反の恐れがあると思われるもの

### 2 報告の方法について

事業所は、市に対し事故発生後直ちに口頭により報告した後、別添様式にて障がい福祉課長に速やかに文書で報告する。